

「船橋市立地等企業促進事業補助金」制度概要 (令和4年3月31日以前 立地等計画認定分)

種 目		対象施設	要件	補助額	上限額・期間
新規立地	本社立地	本社事業所	延床面積 250㎡以上 で かつ、 事業従事者が 25人以上 ※賃貸を除く ※ものづくり、食品、バイオ・ライフサイエンス、情報通信・ エレクトロニクス関連産業は、延床150㎡・7人以上	○不動産取得税相当額（家屋分） ○家屋分固定資産税相当額（都市計画税含む） ○償却資産に係る固定資産税相当額	1億円×3年
	研究所立地	自然科学研究所	敷地面積 500㎡以上 かつ 事業従事者が 5人以上		1億円×1年
	工場立地	製造業の工場 流通加工施設			
再投資	大企業	製造業の工場 自然科学研究所 流通加工施設	投下固定資産額が 2億円以上 市内操業実績3年以上・雇用維持	再投資により新たに取得した ○不動産取得税相当額（家屋分） ○家屋分固定資産税相当額（都市計画税含む） ○償却資産に係る固定資産税相当額	1億円×3年
	中小企業者 資本金3億以下又は 従業員300人以下		投下固定資産額が 2000万円以上 市内操業実績3年以上・雇用維持		
	小規模事業 従業員20人以下		投下固定資産額が 1000万円以上 市内操業実績3年以上・雇用維持		
雇用 創出 支援	新規立地 (市内移転含む)	事務所 製造業の工場 自然科学研究所 流通加工施設	1. 新規立地または再投資の補助に該当すること 2. 新規立地(または再投資)による操業開始日を含む前3か月から操業開始の日の翌日以降6か月の期間(雇用認定期間)に新たに雇用した市民または転入した事業従事者	新規立地(または再投資)による操業開始から1年経過した時点で、雇用認定期間中に雇用した事業従事者 正規 36万円/人 高度人材 60万円/人	6000万円
	再投資				

※新規立地の場合用途地域を指定。「本社事業所」：近隣商業・商業・準工・工業・工専の用途地域。「工場、流通加工施設、自然科学研究所」：準工・工業・工専の用途地域。